



岐阜労働局発表  
平成30年11月29日(木)

担当	労働基準部健康安全課
	課長 澤田 幹男
	安全専門官 牧野 宏俊
	電話 058-245-8103 FAX 058-248-2339

## 年末年始の設備点検、清掃作業を無災害で －屋根の踏み抜きによる墜落災害に注意－

岐阜労働局（局長 稲原 俊浩）は、年末年始の設備点検、清掃作業における労働災害の防止について、特に、屋根等の踏み抜きによる墜落災害を重点の一つとして、本日、事業者団体等に対して、災害防止に向けた取組の協力を要請しました。

年末には事業場内の大掃除や機械設備の点検、整備、年始には操業再開のための機械立ち上げ等、普段とは異なる作業が増え、不慣れな作業手順が原因と思われるはさまれ・巻き込まれ災害や日頃は立ち入らない場所からの墜落災害などが毎年発生しています。

特に今年は、事務所・工場の屋根の破損のために屋根上に立ち入った労働者（管理者、責任者）が屋根を踏み抜いて墜落し、死亡する災害が2件発生しています。

このため、災害発生状況を事業者団体を通じて情報提供するとともに、県内7箇所の労働基準監督署において、地域の広報、集団指導等の説明会、パトロールなどで周知・指導を行い、県内労働者とその家族が年末年始を笑顔で迎えられるよう取り組みます。

### 1 スレート屋根等の踏み抜きによる墜落・転落災害の発生状況について

（平成27年から平成30年10月末までに報告のあった労働者死傷病報告の集計）

#### (1) スレート屋根等からの踏み抜きによる墜落・転落による死傷者数

24人（うち死亡者数4人）

#### (2) 業種別発生状況

建設業12人（2人）、製造業7人（1人）、商業等4人（1人）

#### (3) 労働災害発生時の状況

スレート屋根等で作業中に踏み抜いた者 11人（3人）

スレート屋根等を移動中に踏み抜いた者 13人（1人）

### 2 スレート屋根等の踏み抜きによる墜落・転落災害の主な原因と防止対策

#### (1) 災害発生原因

ア 歩み板や防網の設置をせず屋根上で作業を行わせていたこと。



イ 墜落制止用器具（安全帯）を使用させていなかったこと。また、墜落制止用器具（安全帯）を使用するための親綱等の設備を設置していなかったこと。

#### (2) 災害防止対策


ア スレート製の屋根上で作業、移動を行う際は、歩み板（幅30cm以上）を設け、防網を張る等、踏み抜きによる危険の防止を図ること。

- イ 歩み板は、滑動、てんびん等を起こさないよう緊結すること。
- ウ 勾配のある（約30度以上）屋根の場合は、屋根足場の設置を行うこと。
- エ 親綱を設置し、安全帯を確実に使用させること。
- オ 作業に適した安全靴等の履き物を使用すること。

### 3 平成30年に発生した屋根等からの踏み抜きによる死亡災害

業種	災害発生の概要	再発防止対策例	略図
畜産業	事業場建屋の屋根材が台風で吹き飛ばされたため、ビニールシートで養生するため、屋根上で段取り中、劣化した樹脂製波板を踏み抜いて約5m墜落した。	労働者が踏み抜くおそれのある材料で葺かれた屋根の上で作業するときは、歩み板を設ける、防網を張るなどの踏み抜き防止対策を行うこと。	
建築工事業	台風の影響で既設の倉庫の屋根が吹き飛ばされたため、ブルーシートで応急処置が行われていた状態となっていた。そのブルーシートに雨水が溜まったため、柄杓とバケツを使用して屋根に足場板を敷き、その上に乗り汲み出し作業をしていたところ、ブルーシートを踏み抜き、倉庫内に墜落した。	安全に作業できる幅の作業床を適切に設置し、作業を行わせること。 墜落制止用器具の使用等、墜落防止措置を徹底すること。	

### 4 年末年始に発生しやすい死亡災害事例

業種	災害発生の概要	再発防止対策例	略図
機械器具製造業	マシニングセンタの検査において異音を確認されたため、マシニングセンタ正面の操作盤で労働者1名が機械を動作させ、マシニングセンタ背面側で被災者が異音の発生場所等を調べていたところ、背面側内部で動作する機械と本体カバーとの間に被災者が挟まれたもの。	共同作業を行う場合において機械を動作させるときは、機械との接触防止対策や機械運転時の合図を確実にすること。	操作者は機械の反対側で作業しており、死角での作業であった。 
土木工事業	事業主とともに社屋屋外に取り付けられた外灯の電球交換中、被災者はフォークリフトのヘッドガードの上で事業主に新品の電球を渡した。その後、「ドン」という音がしたため確認したところ、被災者がフォークリフト後方の地面上で倒れていたもの。	フォークリフトを主たる用途以外に使用しないこと。 高所で作業を行わせるときは、高所作業車を使用させる等、墜落防止措置を確実に実施させること。	